

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について（案）

平成 23 年 3 月 11 日

日 本 証 券 業 協 会

I．改正等の趣旨

金融商品取引所においては、株価指数、商品価格等の特定指標に連動する価格で償還請求をすることができる指標連動証券（外国法人の発行する証券又は証書のうち社債券の性質を有するものであって、当該証券又は証書の償還価額が特定の指標に連動することを目的とするものをいう。）を信託財産とする「信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券」（Exchange Traded Note：E T N）について、上場制度の整備を行うこととしている。

今般、金融商品取引所における E T N への対応状況を踏まえ、「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

II．改正等の骨子

「株券等」の定義に指標連動証券を信託財産とする外国証券信託受益証券を追加する。

（第 3 条第 1 号）

III．施行の時期

この改正は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：平成 23 年 3 月 11 日(金)から平成 23 年 3 月 25 日(金)17:00 まで(必着)

② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「『株券等の貸借取引の取扱いに関する規則』の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制 1 部 担当：稲川、靄（TEL 03-3667-8647）

以 上